

一般財団法人サンクゼール財団役員等の日当等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人サンクゼール財団（以下「財団」という。）の定款第16条及び第33条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の日当並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 役員 理事及び監事
- ② 役員等 役員及び評議員
- ③ 日当 理事会及び評議員会への参加に対する財産上の利益
- ④ 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の一切の経費

第3条（日当）

- 1 財団は、役員等の職務執行の対価として日当を支給することができる。
- 2 役員等が理事会又は評議員会に出席したとき、その他職務執行をしたときは、1回当たり金5000円の日当を支給する（役員等が出席義務のない会議体について、代表理事の要請に基づきオブザーバーとして出席する場合も同様とする。）。ただし、その額は、定款第16条第1項に定めるとおり、評議員については各年度の総額が200万円を超えない範囲とし、理事及び監事についても同様とする。

第4条（日当の支給）

- 1 日当は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 日当は、法令の規定により控除すべき金額を控除した額を支払うものとする。

第5条（講師及び原稿執筆謝礼金）

役員等及び第三者が、財団に依頼されて講師として講演等を行うとき、又は原稿を執筆するとき、その他特別な業務を行うときは、10万円を超えない範囲で、当該役員等及び当該第三者に対し謝礼金を支給することができる。

第6条（費用）

財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用及び第三者が財団の為に活動するに当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。前払いを要する場合には、前もって支払うこともできる。

第7条（細則）

この規程を実施するために必要な規則は、理事会で決議し、評議員会の承認を経ることにより別に定めることができる。

第8条（規程の変更）

この規程を変更するときは、評議員会の決議を経なければならない。

付則 この規程は、一般財団法人設立の日から施行する。